

○南砺市観光客受入環境整備事業補助金交付要綱

平成27年3月20日

告示第108号

改正 平成28年3月25日告示第122号

平成28年12月22日告示第213号

平成30年2月19日告示第49号

平成30年6月22日告示第128号

令和2年3月31日告示第169号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、南砺市観光客受入環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の基準)

第2条 市長は、市外から観光客を迎え入れるために快適な滞在環境を整備し、明らかに観光客の増加に寄与する事業を実施しようとする個人及び団体（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象団体等)

第3条 補助金の交付の対象となる団体等は、一般社団法人南砺市観光協会の会員（当該法人の本部及び地域支部を含む。）かつ市が実施する観光振興策に協力できるもので、市内に事務所及び活動場所を有する宿泊事業者、飲食事業者等とする。ただし、次に掲げる団体等を除く。

- (1) 政治活動を行うことを目的とした団体等
- (2) 宗教活動を行うことを目的とした団体等
- (3) 暴力団及び暴力団員の統制下にある団体等
- (4) 市税の滞納がある団体等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、別表の左欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲

げるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。ただし、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度とし、同表の左欄に掲げる区分ごとに、1団体等につき1回限り交付する。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、観光客受入環境整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに事業内容についての審査を行い、その結果を観光客受入環境整備事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの変更が生じる場合は、市長が別に定める期日までに観光客受入環境整備事業補助金変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定者の名称及び組織構成等の変更

(2) 事業期間の変更

(3) 事業費の30パーセントを超える変更

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める変更

(事業の中止又は廃止)

第10条 交付決定者が事業を中止又は廃止しようとするときは、観光客受入環境整備事業補助金事業変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該事業が完了した日から起算して15日以内又は当該事

業の交付決定通知日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、観光客受入環境整備事業実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 規則第14条に規定する補助金の交付は、観光客受入環境整備事業補助金（概算払）請求書（様式第5号）による。この場合において、市長が事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の7割以内の額を概算払により交付することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日告示第122号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成28年12月22日告示第213号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年2月19日告示第49号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年6月22日告示第128号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第169号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助限度額
無料公衆無線LAN環境整備（簡	機器購入費	200,000円

単な手続で誰にでも利用できるものに限る。)	設置工事費 その他設置に係る初期経費	
クレジットカード決済環境整備	機器購入費 設置工事費 その他設置に係る初期経費	100,000円
機能強化を伴うトイレ、洗面所及び風呂環境の整備	設備購入費 改修工事費 その他改修に係る経費	500,000円
外国語表記の看板整備	新設及び改修工事費 その他新設及び改修に係る経費	200,000円